

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 6 号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項の表中「3 0 人」を「2 5 人」に，「2 0 人」を「1 5 人」に改める。

附則第 3 条中「1 0 年間」を「1 2 年間」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，改正後の第 6 条第 3 項の規定は，適用しない。この場合において，改正前の第 6 条第 3 項の規定は，この条例の施行の日以後においても，なおその効力を有する。